

垂井町 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年3月27日

垂井町長 早野 博文

垂井町又は、町が事務局を有する団体が主催する、不特定多数の人が参加するイベント、行事は、4月15日まで縮小、中止又は延期します。

- ・ 4月1日から次の施設を除き、利用を再開することとします。
 - ・ 福祉会館 ・ 老人福祉センター ・ 生きがいセンター
 - ・ 夢の屋 ・ タルイピアセンター学習室
- ・ ただし、4月1日から4月6日までは学校施設の開放をしません。
- ・ また、4月1日から4月6日までは、文化会館、中央公民館、朝倉運動公園、勤労青少年ホーム、南体育館、北部グラウンドは、小・中・高校生の利用は出来ません。

施設利用をするに当たっては、利用者が「手洗い」や「マスク着用を含む咳エチケット」を予防の基本としながら、「換気の悪い密閉空間」、「手の届く距離に多くの人がいる」、「近距離での会話や大声での発声」を避け、十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すこととします。